

福岡県公報

平成十八年十二月四日
第二千六百十五号
増刊 ①

こととされた精神障害者社会復帰施設の長に対し、報告を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。
までを削り、ノをセとし、ヰをモとし、ウをヒとし、ヒの前に次のように加える。

規則（第八十一・八十二号）
目次

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

規則

（人事課）…………一
（人事課）…………一

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年十二月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十一号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項第一号イ中「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は法第十八条第三項及び第四項の」を「第十八条第二項の規定による」に改め、同号中トを削り、チをトとし、同号リ中「チ」を「ト」に改め、同リを同号チとし、同項第四号中ウを削り、同項第六号中ハを削り、「受領及び口」に改め、同ニを同号ハとし、同項第十二号イ中「第四十八条第一項」の下に「（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「受領すること」の下に「（法第五十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ハ中「及び口」を「からハまで」に改め、同ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができる

ア 施行規則第二十五条の七第六項の規定に基づき、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを施設給付決定保護者に返還すること（施行規則第二十五条の十九第四項において準用する場合を含む。）。

テ 施行規則第二十五条の七第五項の規定に基づき、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めること（施行規則第二十五条の十九第四項において準用する場合を含む。）。

サ 施行規則第二十五条の七第七項の規定に基づき、施設給付決定保護者から、届出書及び施設受給者証を受領すること。

キ 施行規則第二十五条の七第九項の規定に基づき、施設支給決定保護者に対し、施設受給者証を再交付すること。

ユ 施行規則第二十五条の七第十項及び第十一項の規定に基づき、施設支給決定保護者から、受給者証の再交付申請を受領すること。

メ 施行規則第二十五条の七第十二項の規定に基づき、施設受給者証の返還を受けること。

ミ、施行規則第二十五条の九の規定に基づき、負担上限額等を施設給付決定保護者に通知すること（施行規則第二十五条の十九第四項において準用する場合を含む。）。

シ 施行規則第二十五条の十九第一項の規定に基づき、施設給付決定保護者から特定入所障害児食費等給付費の支給申請を受領すること。

エ 施行規則第二十五条の十九第三項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を施設受給者証に記載すること。

第二十四条第一号中ムをコとし、ソからラまでをクからフまでとし、クの前に次のように加える。

ノ 法第五十七条の三第一項の規定に基づき、障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること。

オ 法第五十七条の四の規定に基づき、障害児の保護者等の資産又は収入の状況について資料の提供等を求めること。

第二十四条第一号中レをヰとし、イからタまでをリからウまでとし、リの前に次のように加える。

イ 法第二十四条の三第一項の規定に基づき、障害児の保護者から障害児施設給付費の支給申請を受領すること（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

ロ 法第二十四条の三第二項の規定に基づき、同条第一項の申請が行われたときに、申請に係る障害児の障害の種類等を勘案して、障害児施設給付費の支給の要否を決定すること（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

ハ 法第二十四条の三第四項の規定に基づき、施設給付決定を行う場合に、障害児施設給付費を支給する期間を定めること（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

ニ 法第二十四条の三第六項の規定に基づき、施設給付決定保護者に対し、施設受給者証を交付すること（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

ホ 法第二十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、施設給付決定を取り消し、施設受給者証の返還を求めること（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

ヘ 法第二十四条の五の規定に基づき、災害等の特別の事情があることにより、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めること（法第

六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

ト 法第二十四条の十九第一項の規定に基づき、指定知的障害児施設等に関し必

要な情報の提供等を行うこと（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

チ 法第二十四条の十九第二項の規定に基づき、障害児の保護者からの求めに応じ、指定知的障害児施設等の利用についてあつせん又は調整等を行うこと（法

第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）。

第二十六条の二第一号イ中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に改め、同号ロ中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の四第五項」に改め、同号ハ中「第三十八条の二」の下に「第一項及び第二項」を加える。

第二十七条第一号イ(1)中「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は法第十八条第三項及び第四項の」を「第十八条第一項の規定による」に改め、同イ(4)中「必要に応じた、」の下に「障害者自立支援法第五条第十九項に規定する」を加え、同イに次のように加える。

(8) 障害者自立支援法第七十六条第三項の規定に基づき、市町村が補装具費の支給を行うに当たって意見を述べること。

第二条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第二十条第五項第四号ヘ、ソ及びネからラまで並びに第二十六条の二第一号イからホまでの規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附 則

この規則中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年十二月二十三日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十二月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十二号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第二十五条第一号ニ中「身体障害者更生援護施設」を「障害者支援施設」に改め、同条第三号ニ中「第二条第二項第二号（障害児に係るものに限る。）」の下に「、第三の二号」を加え、「第一条第三項第二号（障害児に係るものに限る。）、第四の二号」を「第二条第三項第四の二号」に改める。

第一百四条第一号ロ中「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整及び要請並びに同法第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「第十六条第一項第二号の」を「第十六条第一項第二号に規定する」に改め、同条第二号イ中「必要に応じ、」の下に「障害者自立支援法第五条第十九項に規定する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)